

業務指示書

ベトナム国気候変動対策支援プログラム政策アクション支援プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年10月22日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年10月27日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：気候変動における各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、25 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/気候変動モニタリング・評価）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：気候変動モニタリング・評価に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年10月31日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VND1 = 0.0052 円, US\$1 = 109.447 円, EUR1 = 138.845 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/気候変動モニタリング・評価

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.73 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年11月18日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ベトナム国気候変動対策支援プログラム政策アクション支援プロジェクト

| 評価項目 | 配点 | |
|---|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 14.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small> | (60.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 総括/気候変動モニタリング・評価 | (60.00) | () |
| ア) 類似業務の経験 | 24.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 6.00 | |
| ウ) 語学力 | 9.00 | |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 12.00 | |
| オ) その他学位、資格等 | 9.00 | |
| ②副業務主任者 | (-) | () |
| カ) 類似業務の経験 | - | |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | |
| ク) 語学力 | - | |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | |
| コ) その他学位、資格等 | - | |
| ③体制、プレゼンテーション | () | () |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small> | - | |
| (2) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ベトナムは急速な経済成長により、1995年から2011年の間にエネルギー消費量が約2.8倍に増加し、同国の温室効果ガス（GHG）の増加率（1995-2010年）はASEAN各国の中で最上位である。一方、約3,400kmに及ぶ長い海岸線や広大なデルタを有し、世界銀行（WB）等の調査によれば気候変動の影響を最も受けやすい国の一つに挙げられている。ベトナム政府が2009年に公表した気候変動の影響シナリオによれば、2100年までに平均気温は2.3℃上昇、海面は75cm上昇、年間降雨量は5%増加と見込まれている（いずれも1980-1999年比）。仮に1mの海面上昇が起これば、メコンデルタの40%、红河デルタの11%が浸水し、GDPの10%を失うと予測されている。

ベトナム政府は、気候変動対策にかかる包括的な取り組み方針として、2008年12月に気候変動対策に係る国家目標プログラム（National Target Program to Respond to Climate Change: NTP-RCC）を首相決定した。NTP-RCCは天然資源環境省（MONRE）を主管官庁としつつ、首相議長の運営委員会を設置し省庁横断的に、各省所管分野における2020年までを目標とした気候変動対策を打ち出すと共に、対策実施に向けた各種政策形成を指示している。

「気候変動対策支援プログラム」（Support Program to Respond to Climate Change: SP-RCC）はNTP-RCCを始めとするベトナムの気候変動対策を推進すべく、円借款による一般財政支援として2009年より開始され、①気候変動の緩和（再生可能・省エネルギーの推進、森林管理、廃棄物処理等）、②気候変動の悪影響に対する適応（水資源管理、統合沿岸管理等）、③気候変動に係る分野横断的課題（気候変動対策のための資金動員、気候変動対策の主流化、啓発等）の3つの重点課題における政策アクションの形成と実施促進を図ってきた。本プログラムにおいては、JICAがリードドナーとしてドナー間、及びドナーとベトナム側関係省庁との調整を行っている。協調ドナーとして、フランス開発庁（Agence Française de Développement。以下、「AFD」という）、世界銀行（以下、「世銀」という）、韓国輸出入銀行が融資を、オーストラリア政府（Department of Foreign Affairs and Trade。以下「DFAT」という。旧オーストラリア開発庁「AusAid」）とカナダ国際開発庁（Canadian International Development Agency。以下「CIDA」という）が贈与を実施してきている。プログラムの実施においては、JICA、協調ドナー、及びベトナム関係省庁が集まり政策対話を行うテクニカル・評価会合にて、ベトナム政府が実行すべき毎年の政策アクションを盛り込んだ「政策マトリクス」を関係者間で合意し、各政策アクションの進捗状況をベトナム側省庁とドナーが共同でモニタリング・評価を行う。各ドナーは前年の達成状況の評価に基づき資金供与を行っている。

SP-RCCを通してベトナム政府の気候変動政策は強化されてきており、加えて、近年の新たな動きとして、「国家気候変動戦略（National Strategy on Climate Change: NSCC）」の承認（2011年12月）やグリーン成長戦略（Green Growth Strategy: GGS）の策定（2012年9月）、気候変動に係る国家委員会（National Committee on Climate Change。以下、「NCCC」という）の設立（2012年1月）等、ベトナム政府は気候変動対策を一層強化している。SP-RCCは2009年から2012年の4年間の第1フェーズを終え、2013年から2015年の第2フェーズを開始している。2014年4月には2013年度の評価会合を開催し、政策アクションの進捗・実施状況を評価した。評価会合においては、政策アクションを初めとする質の確保が大きな 이슈の1つとなり、活発な議論が交わされたが、政策アクションを担当するベトナム側省庁の中には、技術的或いは予算的制約から十分な対応ができていないケースが散見された。これらのケースに対し、ベトナム側担当省庁からは、具体的な技術支援の要請がJICAを初めとする協調ドナーに対して寄せられている。リードドナーであるJICAと

しても、政策アクションを初めとする SP-RCC 全体の質の確保は重要な課題であり、質の確保に向けた支援が課題となっている。

2. 業務の目的

本業務は、SP-RCC の 2013 年度評価会合を通じて寄せられた技術支援の要請を踏まえ、各担当省庁の政策アクション実施状況を確認の上、アクション達成に向けた技術支援を行うことを目的とする。

3. 業務対象地域

ベトナム国（各省庁との協議は主にハノイで実施。一部ダナンやホーチミン等地方におけるワークショップ等の実施が想定される。）

4. 相手国実施機関

- ・天然資源環境省（MONRE: Ministry of Natural Resources and Environment）水文気象気候変動局（DMHCC: Department of Meteorology, Hydrology and Climate Change）（SP-RCC 主管省庁）
- ・計画投資省（MPI: Ministry of Planning and Investment）
- ・財務省（MOF: Ministry of Finance）
- ・建設省（MOC: Ministry of Construction）科学技術環境局（Department of Science Technology and Environment: DSTE）
- ・保健省（MOH: Ministry of Health）健康環境管理局（Health Environment Management Agency: VIHEMA）
- ・教育訓練省（MOET: Ministry of Education and Training）科学技術環境局（Department of Science Technology and Environment: DSTE）

5. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

（1）JICA が支援をする政策アクション

SP-RCC の政策アクションは、担当ドナーが割り振られており、今回支援するのは JICA が担当となっている以下 4 つの政策アクションである。ベトナム側とはこれらアクションの内容について配布資料のミニッツ案のとおり大枠合意しており、署名に向けて調整中である。

- ①国家気候変動戦略（NCCS: National Climate Change Strategy）の評価・モニタリングツールの作成（実施機関：MONRE-DMHCC、関係機関：MPI）
- ②気候変動適応・緩和のための建築基準改定支援（実施機関：MOC-DSTE）
- ③気候変動と災害リスク管理に係る教育実施のインパクト評価の方法論開発支援（実施機関：MOET-DSTE）
- ④気候変動に対応した省保健計画策定ガイドラインの実施（実施機関：MOH-VIHEMA）

（2）気候変動対策プログラム成果分析調査

2009 年以降実施している SP-RCC プログラムに関し、JICA は SP-RCC 成果分析調査を、2014

年2月から7月にかけて実施した。本業務の関連のセクターにおける取組についても情報を整理していることから、参考とすること。

(3) 「気候変動対策プログラムアドバイザー」との関係について

現在、天然資源環境省に派遣されている「気候変動対策プログラムアドバイザー」は、SP-RCCを始めとする分野横断的な気候変動政策の調整を担う同省の能力強化を行っている。本業務の実施にあたっては、気候変動対策プログラムアドバイザーと担当分野の情報共有を行う。

(4) 現地雇人の活用

業務の遂行にあたり、ベトナム国内の当該分野の事情に精通した現地雇人を活用した作業が効率的と想定されることから必要に応じ、各分野の業務従事者を補助する現地雇人を活用する。

(5) 支援する政策アクションの進捗状況

2014年9月28日～10月8日にかけてSP-RCCのテクニカル会合が開催されたが、同会合を通じて確認された各政策アクションの進捗状況は以下のとおりである。これらの進捗状況に応じた支援を行うこと。

- ①NCCSの評価・モニタリングツールの作成：目立った活動の進捗は見られない。1～2名の現地雇人をアサインし、活動を推進したい意向を持つ。
- ②建築基準改定支援：MOCは既に基準の改定案を作成している。しかし、気候変動適応の観点から十分であるか不明なため、日本人コンサルタントに分析を依頼したい意向。主要な仕事は図解版のガイドライン作成となる。MOCとしては現地雇人が2名必要との理解（1名は「Technical infrastructure work」、もう1名は「Regional and Urban and Rural Residential Planning」）。
- ③気候変動と災害リスク管理に係る教育実施のインパクト評価の方法論開発：省内に委員会を組織し、評価手法の概要について10月上旬に承認予定。MOETはローカルコンサルタントを自分で雇用済みであり、評価手法概要のレビューやワークショップの開催に重点を置いた支援を希望。ワークショップは北部、中部、南部の3か所を想定。
- ④気候変動に対応した省保健計画策定ガイドラインの実施：活動はあまり進捗していない。ワークショップは北部と南部で2回の開催を予定。目的は①教育マテリアルに対するコメント（最終化のプロセスとして必要）、②教育のニーズアセス、という2点。各地方省すべてを参加させる想定。これらの仕事を支援するローカルコンサルタントも必要との理解。

7. 業務の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、以下の手順により業務を実施する。なお効果的・効率的な方法がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

(1) 既存資料の収集・整理・分析

国内において入手可能な資料、及びJICAから提供される情報（ベトナム気候変動国家戦略、過去のミッション関連資料、政策マトリクス等）やその他一般情報を基に、各政策アクションの進捗・実施状況を整理する。

(2) ワークプラン案の作成

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法（技術移転の手法を含む）、項目と内容、実施体制、活動計画及び成果達成目標を予備的に検討し、ワークプラン案（和文、英文、越文）を策定し、内容に関して JICA の承認を得る。

ベトナム側実施機関及び気候変動対策プログラムアドバイザーに説明する。

(3) 政策アクション達成支援業務の実施

アクション1) 国家気候変動戦略（NCCS）の評価・モニタリングツールの作成

- 1-1. 日本を始めとする諸外国における気候変動戦略／計画の評価・モニタリングの事例を収集する。特に途上国における事例があれば参考とする。具体的候補としてはバングラデシュ、メキシコ、フィリピン、中国、韓国、タイが想定される。
- 1-2. 実施機関の MONRE-DMHCC との協議を通じ、評価・モニタリングツール開発に係る現状をヒアリング、分析する。特に現状分析にあたっては、ベトナムの各省の気候変動に係る取組状況の確認、各省から入手可能なデータ・情報の確認、MONRE-DMHCC によるこれまでの情報収集・整理状況等を確認する。また、関係機関である MPI は GGS を所掌しているが、評価・モニタリングツールの作成にあたっては、GGS の評価・モニタリングツールとの一本化も有用であるため、MONRE-DMHCC のみならず、MPI に対してもヒアリングを行う。
- 1-3. 現状に基づき、開発に向けた作業の段取り、スケジュールを分析し、MONRE-DMHCC と合意する。特に今回の業務期間中に到達可能なレベルを意識し、優先順位づけを行いつつ、MONRE-DMHCC と協議を行う。これらの協議の進捗や結果については MPI とも情報共有を行う。
- 1-4. 他国の事例を元にした評価・モニタリングツールのたたき台を複数用意し、その利点、欠点、必要なデータ、必要な体制等をマトリクスに整理し、MONRE-DMHCC 及び MPI に提示、説明する。なお、MONRE-DMHCC のみで NCCS の全てを評価・モニタリングできるとは限らないため、選択肢として MPI 等の機関を絡ませた体制、仕組み等も排除しない。
- 1-5. 評価・モニタリングツールの活用に対して必要となる政策等の提案、組織体制の提案を整理し、MONRE-DMHCC 及び MPI と協議する。
- 1-6. 必要に応じ、SP-RCC のモニタリング・評価会合やその他のセミナー等の場で、評価・モニタリングツール案の説明を行い、コメントを聴取する。
- 1-7. コメントを踏まえ、評価・モニタリングツールの最終化を行う。

アクション2) 気候変動適応・緩和のための建築基準改定支援

- 2-1. 日本を始めとする諸外国の建築基準に関し、気候変動の影響を加味した基準の事例を収集、分析する。
- 2-2. 現行のベトナムの建築基準を分析し、気候変動の影響を加味した条項の有無、必要性を分析する。
- 2-3. 実施機関の MOC-DSTE との協議を通じ、改定予定の建築基準 QCVN07:2010/BXD 及び QCVN01:2008/BXD の改定案及び作業進捗状況を確認し、改定作業の方向性を協議、確認する。
- 2-4. 改定作業の段取り、スケジュールを分析し、MOC-DSTE と合意する。
- 2-5. MOC-DSTE と協同で改定案を作成する。
- 2-6. 改定案に対する意見聴取を目的としたワークショップを MOC-DSTE の協力のもと開催し、聴取した意見を改定案に反映させる。

2-7. 基準の改定案に基づく技術ガイドライン（図解版）を作成する。

アクション3) 気候変動と災害リスク管理に係る教育実施のインパクト評価の方法論開発支援

- 3-1. 実施機関の MOET-DSTE と協議し、No. 2734/QD-BGDDT 号により決定した計画の進捗状況を確認する。
- 3-2. インパクト評価の方法論開発に係る作業の段取り、スケジュールを分析し、MOET-DSTE と合意する。
- 3-3. MOET-DSTE が保有する、気候変動及び自然災害に対する教育コンテンツを分析し、改善に係る提言をまとめる。
- 3-4. 気候変動と災害リスク管理に係る教育活動の到達目標に関し、MOET-DSTE と協議し提案する。
- 3-5. 上述の到達目標を念頭に、計画の進捗やプロセスの管理のあり方について MOET-DSTE と協議しモニタリング、評価のあり方を提案する。
- 3-6. 到達目標やモニタリング、評価のあり方に関するコメント聴取を目的とし、ハノイ、ダナン、ホーチミンにおいてワークショップを MOET-DSTE の協力のもと開催し、聴取した意見を踏まえた修正を施す。

アクション4) 気候変動に対応した地方省保健計画策定ガイドラインの実施

- 4-1. 実施機関の MOH-VIHEMA と協議し、WHO の支援を受けて 2013 年に作成した地方省保健計画策定ガイドラインを分析する。
- 4-2. ガイドライン実施に向けた作業の段取り、スケジュールを分析し、MOH-VIHEMA と合意する。
- 4-3. 地方省保健計画策定ガイドラインに基づき、地方省が実施すべき事項を整理し、地方省の教育のためのマテリアルを MOH-VIHEMA と協同で作成する。なお、MOH-VIHEMA は教育マテリアルを既に持っているが、その質について十分でないとの認識があるため、既存のマテリアルの分析も行う。
- 4-4. 作成したマテリアルを活用したワークショップを MOH-VIHEMA と協同で実施する。北部及び南部でそれぞれ 1 回ずつの実施を目安とする。
- 4-5. ワークショップの結果を踏まえ、次年度以降に MOH-VIHEMA が開発を予定するモニタリング/評価のフレームワークのたたき台を提案する。

(4) 業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を取りまとめ、プロジェクト業務完了報告書（和文、英文、越文）を作成し、内容に関して JICA の承認を得る。

8. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、業務完了報告書とし、(2) の技術協力成果品を添付するものとする。

| 報告書名 | 提出時期 | 部数 |
|------|------|----|
|------|------|----|

| 報告書名 | 提出時期 | 部 数 |
|-------------------------|------------|--------------------------------------|
| 業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく) | 契約締結後10日以内 | 和文：5部 |
| ワークプラン | 業務開始後2週間以内 | 和文：5部 英文：12部 越文：12部 |
| 業務進捗報告書 | 業務開始後3ヶ月後 | 和文：5部 英文：12部 越文：12部 |
| 業務完了報告書 | 契約終了時 | 和文：5部 英文：12部 越文：12部 CD-R：1枚 |

報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-RまたはDVD）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(2) 技術協力成果品

(ア) NCCC 評価・モニタリングツール案

(イ) 建築基準改定案（含む図解版）

(ウ) 気候変動と災害リスク管理に係る教育実施のインパクト評価の手法案

(エ) 気候変動に対応した地方省保健計画策定のための教育マテリアル案

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2014年11月下旬より業務を開始し、2015年6月中旬に最終成果品を提出する。

2. 業務量の目途

約10.73M/M

3. 業務従事者の構成（案）

本調査には、気候変動分野における下記分野を担当する業務従事者を参加させることを基本とする。なお、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、担当分野の変更・追加または、統合・分離が必要と考えられる場合には、明確な理由と共にプロポーザルにて提案すること。下記に記載された格付目安を超える格付提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- (1) 総括／気候変動モニタリング・評価 ※評価対象（2号）
- (2) 建築基準
- (3) 保健計画
- (4) 教育計画・評価

4. 配布資料

- (1) National Climate Change Strategy
- (2) SP-RCC 政策マトリクス
- (3) 実施機関の要請内容
- (4) SP-RCC 成果分析調査報告書
- (5) ベトナム側と署名予定のミニッツ案

5. 相手国側の便宜供与

カウンターパートの協議への参加、安全に係る情報の提供

6. 現地再委託

本業務を遂行するために必要と思われる現地再委託業務があれば、プロポーザルにてその方法・経費を見積もりに含めて提案すること。

7. 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICA ベトナム事務所、在ベトナム日本国大使館において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、

移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。

8. その他の留意事項

特になし。

以上